

千葉県耐震改修促進計画

千葉県県土整備部都市整備局建築指導課

策定年月	平成19年	3月
(一部改定	平成26年	3月)
(一部改定	平成27年	3月)
(改定	平成28年	1月)
(一部改定	平成29年	3月)
(一部改定	平成30年	3月)
(一部改定	平成30年	10月)
(一部改定	平成31年	3月)
(改定	令和3年	3月)
(一部改定	令和4年	3月)

目 次

はじめに.....	1
第1 計画策定の趣旨	2
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 想定される地震の規模等及び被害の状況	3
(1) 想定される地震の規模等	3
(2) 物的被害	3
(3) 人的被害	4
2 耐震化の現状	6
(1) 住宅	6
(2) 建築物	6
ア 耐震診断義務付け対象建築物	6
イ 特定建築物	6
(3) 県有建築物	7
3 耐震化の目標の設定	8
(1) 住宅	8
(2) 建築物	8
(3) 公共建築物	8
ア 県有建築物	8
イ 市町村有建築物	9
4 公共建築物の耐震化の情報開示	9
第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	10
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	10
(1) 建築物の所有者等の役割	10
(2) 県の役割	10
(3) 市町村の役割	10
2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	10
3 重点的に耐震化すべき建築物	10
4 重点的に耐震化すべき区域	11
5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路	11
(1) 沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路	11
(2) その他の緊急輸送道路	11
6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	12
(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策	12
(2) 各種落下物対策	12
(3) 天井等の脱落対策	12

(4) ブロック塀対策の推進.....	12
7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進.....	13
8 特定優良賃貸住宅の空家の活用.....	13
9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修.....	13
10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策.....	13
11 耐震化の状況把握	13
第4 啓発及び知識の普及	14
1 地震ハザードマップの作成・公表	14
2 建築物の液状化対策	14
3 相談体制の整備及び情報提供の充実	14
(1) 耐震相談窓口の設置	14
ア 設置場所	14
イ 相談内容	15
(2) 防災査察等の活用	15
(3) 所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示	15
4 パンフレットの作成・配布、講習会の開催等	15
(1) パンフレットの作成・配布等	16
(2) 耐震相談会の実施	16
(3) 講習会の実施	16
ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会	16
イ 建築物の液状化対策講習会等	16
5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	17
6 家具の転倒防止策の推進	17
7 自治会等との連携に関する事項.....	17
8 耐震改修建築物の表彰.....	17
第5 所管行政庁との連携	17
1 法による指導等の実施.....	18
(1) 耐震診断義務付け対象建築物	18
ア 耐震診断・報告の実効性確保	18
イ 耐震診断結果の公表	18
ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表.....	18
(2) 既存耐震不適格建築物	18
ア 指導・助言	18
イ 指示、公表	19
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	19
(1) 命令等の実施の方法、考え方	19

第 6	その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項.....	19
1	市町村が定める耐震改修促進計画	19
2	関連団体との連携.....	19
	(1) 千葉県建築防災連絡協議会.....	19
	(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会	20
	(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議	20
	(4) 千葉県耐震判定協議会	20
3	その他.....	20
別表・別図		21
別表 1	法第 5 条第 3 項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合に おいてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事 項及び耐震診断の結果の報告の期限	21
別表 2	法第 5 条第 3 項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務 付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限....	25
別図 1	法第 5 条第 3 項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務 付ける道路.....	26

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）」が制定されました。

千葉県においては、平成9年3月に「千葉県既存建築物耐震改修促進計画」、平成12年9月に「千葉県耐震改修促進実施計画」を策定しました。

平成17年9月の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられたことなどから、平成18年1月に法改正がなされました。これを受け、平成19年3月に「千葉県耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

その後、平成23年3月には、東日本大震災が発生し、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われ、甚大な被害が生じたことや南海トラフの海溝型巨大地震等の発生の切迫性が指摘されるなどの背景から、平成25年11月に法改正がなされました。県内においても最大震度6弱を観測するなど強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で液状化現象が発生したことや法改正により計画の改定が求められていること等により、平成28年1月に本計画を改定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

近年においては、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などが発生し、特に平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震においては、瞬に被害が発生するなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月）や首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月）が決定され、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

このような背景のもと、平成31年1月に同法施行令が改正され、都道府県耐震改修促進計画の速やかな改定が求められていることや、本計画に新たな耐震化の目標を設定する必要があることから、改定することとしました。

国、県、市町村及び建築物の所有者等が連携を図り、本県における建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、防災先進県づくりを進めます。

第1 計画策定の趣旨

千葉県耐震改修促進計画は、法第5条の規定により策定するものです。

本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の見直しや本県の耐震化の進捗状況を踏まえて、令和7年度を目標年度とした、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

県は、本計画に基づき市町村と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を総合的に推進し、県民等に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を積極的に行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、県民等の安全を確保していくこととします。

なお、本計画において定めた耐震化率の目標等については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 想定される地震の規模等及び被害の状況

(1) 想定される地震の規模等

千葉県地域防災計画（令和3年度版）では、千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの4つの地震を想定しています。

表一1 想定される地震の規模等

想定地震名	千葉県北西部直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震
規模	7.3	7.3	6.8	6.9
地震のタイプ	プレート内部	プレート境界	プレート内部	活断層
震源の深さ	約50km	27.8km	43.0km	14.4km
調査年度	平成26・27年度	平成19年度		
震度分布	千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約40%。震度7の地域はない。	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%

(2) 物的被害

表一2-1 物的被害の概要（平成19年度調査）

想定地震名		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震
建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟
	半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟
	合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟
電力	停電戸数	203,999 戸	286 戸	19,767 戸
都市ガス	停止戸数	374,533 戸	-	-
LPガス	漏洩戸数	23,667 戸	35 戸	1,483 戸
上水道	断水戸数	1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸
工業用水	被害箇所数	60 箇所	1 箇所	3 箇所
下水道	影響戸数	64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸

表－２－２ 物的被害の概要（平成 26・27 年度調査）

想定地震名		千葉県北西部直下地震
建物被害	全壊・焼失棟数	約 81,200 棟
	半壊棟数	約 150,700 棟
電力	供給停止率	約 49%
都市ガス	停止戸数	約 479,000 戸
LP ガス	機能障害世帯数	約 82,100 世帯
上水道	機能支障人口	約 2,500,400 人
下水道	影響人口	約 184,600 人

（３）人的被害

表－３－１ 人的被害の概要（平成 19 年度調査）

想定地震名			東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群による地震
死傷者数	死者数	揺れ（全壊・半壊）	913 人	0 人	68 人
		火災	365 人	0 人	4 人
		急傾斜地崩壊	59 人	17 人	11 人
		ブロック塀等の転倒	54 人	20 人	5 人
		小計	1,391 人	37 人	88 人
	負傷者数	揺れ（全壊・半壊）	36,099 人	682 人	2,455 人
		火災	1,655 人	0 人	50 人
		急傾斜地崩壊	758 人	219 人	140 人
		ブロック塀等の転倒	1,893 人	685 人	170 人
		屋内収容物の転倒等	1,176 人	112 人	117 人
		小計	41,581 人	1,698 人	2,932 人
	死傷者数合計		42,972 人	1,735 人	3,020 人
避難者数		1 日後	1,455,977 人	37,379 人	121,253 人
		1 ヶ月後	610,880 人	6,448 人	30,225 人
エレベーター閉じ込め台数			7,963 台	3,597 台	3,512 台

表－３－２ 人的被害の概要（平成 26・27 年度調査）

想定地震名			千葉県北西部直下地震
死傷者数	死者数	揺れ（倒壊等）	約 660 人
		急傾斜地崩壊	約 10 人
		火災	約 1,400 人
		ブロック塀等の転倒ほか	約 30 人
		小計	約 2,100 人
	重傷者	揺れ（倒壊等）	約 3,000 人
		急傾斜地崩壊	—
		火災	約 660 人
		ブロック塀等の転倒ほか	約 430 人
		小計	約 4,100 人
	軽傷者	揺れ（倒壊等）	約 18,600 人
		急傾斜地崩壊	約 10 人
		火災	約 1,700 人
		ブロック塀等の転倒ほか	約 690 人
		小計	約 21,000 人
	死傷者数合計		約 27,200 人
避難者数		1 日後	約 298,300 人
		2 週間後	約 806,000 人
エレベーター停止台数			約 2,500 台

2 耐震化の現状

(1) 住宅

平成30年度の県内の住宅戸数は、約263万戸（戸建て住宅：約140万戸、共同住宅等：123万戸）と推計されます。

その内、耐震性がある住宅戸数は、約243万戸（昭和55年以前で耐震性を有する住宅：約38万戸、昭和56年以降の住宅：約205万戸）であり、県内の住宅の耐震化率は、約92パーセントと推計されます。

表－4 住宅の耐震化の現状 (単位：万戸)

	総戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
住宅全体	約263	約21	約38	約204	約92%
戸建て住宅	約140	約19	約17	約104	約86%
共同住宅等	約123	約2	約21	約100	約98%

*住宅の各戸数及び耐震化率は平成30年住宅・土地統計調査（総務省統計局）を基にした推計値です。

*昭和55年以前の住宅で、耐震改修済みの住宅を推計し、耐震性有の住宅に含めています。

(2) 建築物

ア 耐震診断義務付け対象建築物

令和3年度における耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の棟数は、622棟。そのうち、耐震性のあるものは558棟となっており、耐震化率は、約90%となっています。

表－5 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

総棟数 (a+b)	耐震性無 a	耐震性有 b	耐震化率 b/(a+b)
622	64	558	約90%

*各棟数及び耐震化率は令和3年4月1日時点の数値です。

イ 特定建築物

本計画における特定建築物とは、法第14条第一号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が

利用する建築物と同条第二号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。

本計画では特定建築物の耐震化率を次の式により算出しています。

$$\text{特定建築物の耐震化率} = \frac{\text{耐震性のある特定建築物棟数}}{\text{県内全ての特定建築物棟数}}$$

令和３年度における特定建築物の棟数は、県有建築物が１，４８４棟、市町村有建築物が４，５７２棟、民間建築物が約１４，２００棟で、あわせて約２０，３００棟です。

その内、昭和５５年以前に建築され耐震性が十分でない特定建築物は、県有建築物が２２棟、市町村有建築物が９５棟、民間建築物が約１，３００棟で、あわせて約１，５００棟です。

特定建築物の耐震化率は、約９３パーセントです。その内、県有の耐震化率は約９９パーセント、市町村有の耐震化率は約９８パーセント、民間の耐震化率は約９１パーセントとなります。

表－６ 特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

区分	総棟数 (a+b+c)	昭和 55 年以前		昭和 56 年以降 (耐震性有) C	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
県有*1	1, 484	22	949	513	約99%
市町村有*2	4, 572	95	2, 428	2, 049	約98%
民間*3	約14, 200	約1, 300	約2, 600	約10, 200	約91%
全体	約20, 300	約1, 500	約6, 000	約12, 800	約93%

* 1 県有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和３年４月１日時点の数値です。

* 2 市町村有の特定建築物の各棟数及び耐震化率は令和３年４月１日時点の市町村調査による推計値です。

* 3 民間の特定建築物の各棟数及び耐震化率は平成３１年３月末時点の市町村調査による推計値です。

なお、各施設の耐震化の取組については、「千葉県国土強靱化地域計画」によって公表しております。

(３) 県有建築物

県有建築物の耐震化については、本計画において優先的に整備するものとした「特定建築物」及び「震災時に応急活動の拠点となる建築物等」を対象に県有建築物の耐震化整備プログラム（以下「整備プログラム」という。）を策定

し、計画的に耐震改修等を進めてきたところです。なお、令和３年４月１日時点の耐震化率は約９８パーセントとなっています。

表－７ 「特定建築物」及び「震災時に応急活動拠点となる建築物等」の耐震化の現状 (単位：棟)

総棟数 (a+b+c)	昭和 55 年以前		昭和 56 年以降 (耐震性有) c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
	耐震性無 a	耐震性有 b		
2,061	44	1,176	841	約98%

３ 耐震化の目標の設定

平成１９年３月に策定した計画では平成２７年度に向けた目標を、平成２８年１月に策定した計画では平成３２年度に向けた目標を設定しました。

令和３年３月の改定に当たっては、基本方針や首都直下地震緊急対策推進基本計画等を踏まえ、令和７年度を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。

(１) 住宅

住宅の耐震化率の目標は、令和７年度に９５パーセントとします。

(２) 建築物

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の目標は、令和７年度におおむね解消とします。

(３) 公共建築物

庁舎、病院、学校等の公共建築物については、災害時において県及び市町村の庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、病院では災害による負傷者の治療が、学校は避難場所等として活用されるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。

このため、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から公共建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むものとします。

ア 県有建築物

県は、これまで、特定建築物及び震災時に応急活動の拠点となる建築物等について、計画的に耐震化を進めてきました。今後も、引き続き、整備プログラムにおいて耐震改修の実施状況を把握し、公表等を行うこととします。

また、「千葉県公共施設等総合管理計画」及び「千葉県県有建物長寿命化計画」をはじめとする個別施設計画等に基づき、長寿命化対策や施設総量の適正

化に向けた大規模改修や建替えなどの建物整備に併せ、耐震化を図っていきます。

イ 市町村有建築物

市町村有建築物は、震災時においては避難場所等や応急活動拠点としての機能確保が求められることから、国庫補助金の助成制度等を活用して、耐震性の確保に積極的に取り組むべきであり、特に特定建築物については計画的な耐震診断及び耐震改修等に努め、本計画の目標を踏まえて耐震化率の目標を設定すべきです。

4 公共建築物の耐震化の情報開示

県は、主要な県有建築物について各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報（所在市町村名、施設名称、構造耐震指標（Is 値）等）をホームページ等で公表します。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/cate/baa/jishin-tsunami/taishinka/index.html>)

市町村は、市町村有建築物について、各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等に関する公表方法、公表項目（所在地、施設名称、耐震診断の有無、耐震診断の結果等）を定め、その結果の公表に取り組むべきです。

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で自らの建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

(2) 県の役割

県は、耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じよう努めます。

県は、住宅・建築物の所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、市町村や建築関連団体と十分な連携を図り、住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及及び情報提供を行うとともに、技術者養成に向けた講習会等を行い、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るものとします。

県は、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村が住宅・建築物の所有者等が行う耐震診断及び耐震改修等に対し補助事業を実施する場合、市町村に対して支援を行うこととします。

(3) 市町村の役割

市町村は、基本方針及び本計画を勘案して、地域の実情に十分配慮した市町村耐震改修促進計画を策定し、市町村有建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的に実施するとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じよう努めるべきです。

市町村は、耐震関係規定に適合しない住宅・建築物の所有者等に対する啓発、知識の普及、情報提供及び耐震化の支援策等の措置を講じ、民間建築物の耐震診断及び耐震改修等を促進すべきです。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

県は、市町村が行う、民間の住宅・建築物への耐震診断及び耐震改修等の耐震関連事業（住宅・建築物の耐震化サポート事業）に対して支援措置を講じます。

3 重点的に耐震化すべき建築物

県は、大規模な地震が発生した場合にその利用を確保することが公益上必要な施設（千葉県地域防災計画又は市町村の地域防災計画で応急対策活動拠点や避難所などの防災拠点となる建築物等）について、市町村等の意向を踏まえ、法第7条第1項第一号に規定する要安全確認計画記載建築物として当該建築

物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別表 1 に記載します。

県は、法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物も含めた耐震診断義務付け対象建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付けます。

4 重点的に耐震化すべき区域

市町村は、市町村耐震改修促進計画を策定するにあたり、震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等について、重点的に耐震化の促進を図る区域として定めるべきです。

5 沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

県は、大規模な地震が起きた場合における避難、救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施し、非常事態に対応した交通の確保を図るため、千葉県地域防災計画に、緊急輸送ネットワークを位置付けています。

本計画では、地震による建築物の倒壊等により緊急時の通行障害が生じないよう、その緊急輸送ネットワークにおける緊急輸送道路（以下「緊急輸送道路」という。）を沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路とし、これらの道路の沿道の建築物（施行令第 4 条第 1 項一号及び二号に規定される通行障害建築物）について、市町村と連携して耐震化を促進していきます。

（１）沿道の建築物に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

緊急輸送道路の 1 次路線は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する道路を指定しており、その中でも、災害発生時の救助、救援、物資輸送等において、県の防災上特に重要であり、その機能確保が不可欠である、別表 2 に記載する道路を法第 5 条第 3 項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路とし、その道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別表 2 及び別図 1 に記載します。

そのため、当該道路（別図 1）の沿道の、法第 5 条第 3 項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手したものに限る。）の所有者は、別表 2 に定める報告期限までに、耐震診断を実施し、所管行政庁にその結果を報告することが義務付けられます。

（２）その他の緊急輸送道路

（１）により沿道の建築物に耐震診断を義務付けた道路以外のその他の緊急輸送道路については、法第 5 条第 3 項第三号に規定する沿道の建築物の耐震化の促進を図ることが必要な道路とします。

そのため、当該道路の沿道の、通行障害既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められます。

なお、市町村が法第6条第3項第一号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路として、市町村耐震改修促進計画に記載した場合は、市町村の義務付けが優先適用されます。

6 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められたり、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。エレベーターやエスカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、特定行政庁においては、エレベーターやエスカレーターの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、安全対策を講ずるよう指導するものとします。

また、県は、ホームページや講習会等においてパンフレットを配布するなどして、安全対策の知識の普及に努めます。

(2) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、特定行政庁においては、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。また、特に通行人が多い場所の建築物で落下の恐れのある部分がある場合は、建築物防災週間等の際に建築物の所有者等に点検、改善を促すものとします。

(3) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。特定行政庁においては、このような被害を防止するために、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対策をするよう促すものとします。

(4) ブロック塀対策の推進

地震時において、コンクリートブロック塀等は、倒壊しやすく、通行人に危害を与えることや道路を塞ぐことがあります。県は市町村と連携し、パンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去、改善の指導を行います。

7 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

法では、耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されています。

県及び市町村は、ホームページやパンフレットの配布により認定制度の情報提供を行うとともに、講習会、その他種々の機会を通じて建築物の所有者等に対して認定制度の内容や手続を紹介し、耐震化の促進に努めます。

8 特定優良賃貸住宅の空家の活用

住宅の耐震関連工事では、その内容によって工事期間中、当該住宅を居住の用に供することができなくなってしまうケースがあり、仮住居を円滑に確保できる見込みがないことが、耐震関連工事を実施する上で障害となってしまうことがあります。

そこで、住宅の耐震改修等の実施に伴い仮住居を必要とする者に対し、特定優良賃貸住宅の空家を一定期間賃貸することができるようにし、特定優良賃貸住宅の空家の有効活用とあわせて耐震化の促進を図るものとします。

9 都市再生機構による耐震診断及び耐震改修

独立行政法人都市再生機構は、建築物の耐震改修を促進するため、法及び独立行政法人都市再生機構法並びに基本方針に基づき、委託により、耐震診断及び耐震改修が実施できるものとします。

また、その実施に当たっては、区分所有による共同住宅等は合意形成に多くの労力と時間を要するなど耐震診断及び耐震改修を実施することが困難な場合が多く、特に支援することが必要であることを踏まえ、原則として、区分所有による共同住宅等を対象として実施することができるものとします。

10 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策

大規模地震等の発生に伴う崖崩れ等により、崖付近の建築物は著しい被害を受ける可能性があることから、がけ地近接等危険住宅移転事業、住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等を活用し、地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減していくものとします。

1.1 耐震化の状況把握

建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があります。そのため、市町村は、地域の住宅・建築物の耐震化状況の把握に努め、定期的に県に報告するものとします。

第4 啓発及び知識の普及

1 地震ハザードマップの作成・公表

市町村は、建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図(地震ハザードマップ)を作成し、公表すべきです。

地震ハザードマップは、地震による揺れやすさについて、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なものが望ましいです。

また、地震による揺れやすさだけでなく、地域の状況に応じて、地盤の液状化や崩壊の危険性、市街地の火災の危険性、避難の困難さ等に関する地震ハザードマップの作成についても積極的に取り組むべきです。

2 建築物の液状化対策

東日本大震災では、県内でも東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として広域にわたり液状化現象が発生しました。

県は、こうした東日本大震災の液状化被害を平成23年度東日本大震災千葉県液状化調査報告書としてとりまとめ、また、平成26・27年度千葉県地震被害想定調査報告書においても液状化の予測を行い、ホームページで情報提供するとともに、液状化しやすさマップを作成し、建築物の所有者等の意識の啓発を図ります。

3 相談体制の整備及び情報提供の充実

(1) 耐震相談窓口の設置

県及び市町村は、建築物の所有者等に対して耐震診断及び耐震改修等の実施に関して必要な情報提供を行うとともに、各種相談を受け付けるための窓口として、耐震相談窓口を設置します。

建築関連団体は、専門的な知識や個別具体的な内容について相談を受け付けるとともに、相談者に対して耐震診断及び耐震改修等を行う技術者を紹介するため、耐震相談窓口を設置します。

耐震相談窓口の連絡先等は、県のホームページでも情報提供します。
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishin.html>)

ア 設置場所

- ・ 県土整備部都市整備局建築指導課
- ・ 県建築行政出先機関
- ・ 市町村の建築主務課
- ・ 住まい情報プラザ
- ・ (公社) 千葉県建築士事務所協会
- ・ (一社) 千葉県建築士会
- ・ (公社) 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会

- ・（一社）日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉
- ・（一社）千葉県設備設計事務所協会
- ・（一社）日本建築学会関東支部千葉支所

イ 相談内容

① 県、市町村

- ・耐震診断及び耐震改修等の仕組み
- ・法に関する説明
- ・耐震診断及び耐震改修等に係る助成制度等の説明
- ・耐震診断及び耐震改修等の標準的な費用 等

② 住まい情報プラザ

- ・耐震診断及び耐震改修等の相談先の案内
- ・耐震診断及び耐震改修等に係る助成制度等の案内 等

③ （公社）千葉県建築士事務所協会、（一社）千葉県建築士会、（公社）日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、（一社）日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉、（一社）千葉県設備設計事務所協会、（一社）日本建築学会関東支部千葉支所

- ・耐震診断及び耐震改修等の技術的内容に関する相談
- ・具体的事例に基づく耐震診断及び耐震改修等の費用
- ・耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介 等

（２）防災査察等の活用

防災査察等の機会を活用して、建築物の所有者等に対し、耐震診断及び耐震改修等に関する必要な情報提供を行い、意識の啓発を図ります。

（３）所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

県及び市町村は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう、建築関連団体や建築技術者等に対して要請します。

４ パンフレットの作成・配布、講習会の開催等

阪神・淡路大震災、新潟中越地震や熊本地震では、古い木造住宅が大きな被害を受け、多くの尊い命が失われたところです。

地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて県民に周知していく必要があり、耐震化の促進に資する講習会や情報提供等を積極的に行っていくものとします。

(1) パンフレットの作成・配布等

県及び市町村は、建築物の所有者等に対する耐震性向上に関する知識の普及、啓発を図るためパンフレットを作成し、耐震相談窓口や市町村窓口に常備し、配布をします。

また、相談会、講習会の場等を活用して、広く県民等に耐震化の必要性について周知するとともに、住宅性能表示制度、長期優良住宅建築等計画認定制度及び地震保険等について情報提供していきます。

パンフレットの内容は主に以下のものとします。

- ・耐震性向上に関する注意喚起
- ・耐震改修の方法の紹介
- ・自己診断の方法
- ・金物等の補強方法

(2) 耐震相談会の実施

県は、住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について県民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修等を促すために「わが家の耐震相談会」を市町村、建築関連団体等と連携して実施します。

なお、耐震相談会の開催にあたっては、直接的な普及・啓発が重要なことから、市町村による戸別訪問、町内会の回覧板による周知、自治会組織の働きかけなどの協力を得て実施していくものとします。

市町村は、県が実施した「わが家の耐震相談会」をモデルとして、建築関連団体等の協力を得ながら、建築士等による無料耐震相談会を実施し、建築物の所有者等の耐震化に関する知識の普及、啓発を図るとともに、各種相談を受け付けることとすべきです。

(3) 講習会の実施

ア 建築物の耐震診断及び耐震改修講習会

県は、主に建築士等を対象として、耐震診断及び耐震改修の技術の普及並びに技術者の養成を目的とする講習会を開催します。

県は、講習会受講修了者を修了者名簿に記載し、修了者名簿は、県建築指導課及び出先機関、市町村の建築行政担当課及び公益社団法人千葉県建築士事務所協会等の建築関連団体で閲覧に供するとともに、県のホームページで情報提供し、県民等に対し耐震診断及び耐震改修等を行う技術者の紹介に活用します。

(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenchiku/taishinkaishuu/taishinkoushuukai.html>)

イ 建築物の液状化対策講習会等

県は、主に建築士等を対象とした講習会等、液状化対策に関する知識・技術の向上に取り組みます。

5 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅等の耐震改修は、構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、リフォーム工事にあわせ耐震改修工事を実施することは、所有者にとって経済的にも有効な方法です。

県は、リフォーム工事にあわせた耐震改修の工事方法や新たな工法等を、パンフレットやホームページでより広く情報提供するとともに、安心してリフォーム工事を実施できるよう関係団体と連携し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

6 家具の転倒防止策の推進

地震災害時に家具等の転倒による人的被害も多いことから、建築物の耐震化の推進とともに、家具等の転倒防止策の推進は重要な課題です。県は、パンフレットやホームページにより、家具等の転倒防止のための対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止策の推進を図ります。

7 自治会等との連携に関する事項

耐震化の促進は、地域として耐震化の意識が高まることが重要です。また、災害時の避難や消火活動は、地域に組織された自主防災組織により自助及び互助の観点から行われることが最も有効であることから、自主防災組織の構成単位である自治会や町内会との連携のもと、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むことが重要です。

そこで、市町村は、自治会や町内会の地域特性を踏まえた耐震化の促進のための相談会の開催やパンフレット配布等により、きめ細かく耐震化の促進を図るべきです。また、県は、市町村の開催する相談会等に担当職員や建築関係団体の専門家の派遣、必要に応じたパンフレットの作成、配布等の市町村への支援を行うものとします。

8 耐震改修建築物の表彰

耐震改修を実施した建築物において、その耐震改修に係る工法等が他の建築物の耐震改修を促進し、かつ、地域の良好な景観形成等に寄与している優良な建築物である場合、県は、その建築物を表彰するものとします。

また、県は、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会を通じ、（一財）日本建築防災協会が実施する耐震改修優秀建築・貢献者表彰制度に協賛し、表彰された建築物をモデルケースとして建築物の耐震改修が促進されるよう当該制度をパンフレット等で広く情報提供を行うものとします。

第5 所管行政庁との連携

県は、所管行政庁と連携し、耐震化の促進を図るため、法による指導等を行う建築物の情報共有に努め、指導等が円滑に行われるよう取り組むこととしま

す。また、指導等に従わずに、建築基準法による勧告、命令を行うこととなった場合にも、所管行政庁と連携して取り組むこととします。

1 法による指導等の実施

(1) 耐震診断義務付け対象建築物

ア 耐震診断・報告の実効性確保

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震診断結果の報告義務がある旨の通知を行い、耐震診断の確実な実施を図ることとします。また、期限内に報告のない所有者については、督促し、それでも報告のない所有者については相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を命じ、併せてその旨をホームページで公表します。

イ 耐震診断結果の公表

所管行政庁は、耐震診断義務付け対象建築物の所有者から報告を受けた耐震診断結果をホームページで公表するものとします。

要安全確認計画記載建築物については、報告期限が同一の建築物毎に、要緊急安全確認大規模建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第8条第1項各号に定める用途毎に取りまとめた上で公表するものとします。

公表を行う項目及び耐震診断の評価と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第22条及び技術的助言（平成25年11月25日付国住指第2930号、平成31年1月1日付国住指第3209号）に基づくものとします。

所管行政庁は、報告を受けた耐震診断結果について、迅速に取り組んだ所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

ウ 耐震改修に係る指導・助言、指示、公表

所管行政庁は、重点的に耐震化すべき建築物と位置付けた耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、早期に耐震化を図るよう、耐震改修に必要な指導及び助言を行うこととします。指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

(2) 既存耐震不適格建築物

ア 指導・助言

法では、住宅をはじめとする耐震関係規定に適合しない全ての建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることとなりま

した。所管行政庁は、耐震関係規定に適合しない建築物の所有者に対して、必要に応じて、指導・助言を行うものとします。

イ 指示、公表

所管行政庁は、法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修に必要な指導及び助言を行い、指導に従わない所有者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(1) 命令等の実施の方法、考え方

指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合において、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると特定行政庁によって認められる建築物については、建築基準法による勧告や命令を行います。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 市町村が定める耐震改修促進計画

地震による建築物の被害の軽減のためには、地域において耐震化対策に取り組むことが重要であり、全ての市町村において地域の実情にあわせた耐震改修促進計画を策定し、耐震化を促進することが必要です。

また、市町村耐震改修促進計画は、国の補助事業を活用するためにも策定する必要があります。特に所管行政庁については法による指導等を行う立場であることから、地域のあるべき耐震改修促進計画を示すことが強く望まれます。

市町村耐震改修促進計画は、県内の全ての市町村で策定されているので、基本方針及び本計画の内容を踏まえて見直しを行っていくべきです。

2 関連団体との連携

県、市町村及び建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいくものとします。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

地震時の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。

本計画の周知徹底及び計画推進のための連絡調整、市町村耐震改修促進計画策定に関する連絡調整を行い、耐震化を促進していきます。

（２）千葉県特定行政庁連絡協議会

県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡調整と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

県内所管行政庁における指導等及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、建築物の耐震化を促進していきます。

（３）千葉県建築設計関連六団体連絡会議

千葉県内にある以下の建築関連団体において組織されています。

- ・ （一社） 千葉県建築士会
- ・ （公社） 千葉県建築士事務所協会
- ・ （公社） 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会
- ・ （一社） 日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉
- ・ （一社） 千葉県設備設計事務所協会
- ・ （一社） 日本建築学会関東支部千葉支所

（４）千葉県耐震判定協議会

学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画の適確性を、審査・判定している第三者機関です。

その判定結果は、各所管行政庁の認定の判断等に用いられており、速やかな審査・判定により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えています。

３ その他

本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定めるものとします。

別表・別図

**別表 1 法第 5 条第 3 項第一号に規定する大規模な地震が発生した場合
においてその利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項
及び耐震診断の結果の報告の期限**

1. 報告の期限が平成 27 年 12 月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第 2 条の号)	報告の期限
千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属 中学校 (屋内運動場)	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立椎名小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立小中台小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立あやめ台小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校 (特別・管理・普通教室棟)	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立さつきが丘東小学校 (普通・特別教室棟)	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立生浜東小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立犢橋小学校 (普通・特別教室棟)	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立犢橋小学校 (普通教室棟)	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立犢橋小学校 (普通教室・給食室棟)	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立花見川第三小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立寒川小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立仁戸名小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立畑小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立誉田小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立川戸中学校 (特別・ 管理・普通教室棟)	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立川戸中学校 (特別教 室棟)	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立若松中学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立更科中学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立若松小学校 (渡り廊下棟)	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立若松小学校 (普通教室棟)	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立大森小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末
千葉市	千葉市立松ヶ丘小学校	令第 2 条第 22 号	平成 27 年 12 月末

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
千葉市	千葉市立小倉小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立千草台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立西小中台小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立高浜第一小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立柏井小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立磯辺第三小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立犢橋中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立千城台南中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立みつわ台中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立磯辺中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉市立稲毛高等学校・附属 中学校（渡り廊下棟）	令第2条第22号	平成27年12月末
千葉市	千葉リハビリテーションセン ター 本館・中央棟	病院	平成27年12月末
千葉市	千葉リハビリテーションセン ター 居住棟	病院	平成27年12月末
銚子市	銚子市役所庁舎	官公署	平成27年12月末
習志野市	第3分団詰所	令第2条第22号	平成27年12月末
柏市	柏市民文化会館	令第2条第22号	平成27年12月末
柏市	柏市役所本庁舎（高層棟）	官公署	平成27年12月末
柏市	中央公民館	令第2条第22号	平成27年12月末
市原市	市民会館（会議室棟）	令第2条第22号	平成27年12月末
市原市	消防局	官公署	平成27年12月末
市原市	五井消防署	官公署	平成27年12月末
鎌ケ谷市	鎌ケ谷市役所	官公署	平成27年12月末
浦安市	堀江中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	北部小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	浦安中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	浦安小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	東小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	美浜南小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	入船小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	入船中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	富岡小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	見明川小学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	見明川中学校	令第2条第22号	平成27年12月末
浦安市	東海大学付属浦安高等学校・ 同中等部	令第2条第22号	平成27年12月末

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市庁舎新館	官公署	平成27年12月末
白井市	白井市役所	官公署	平成27年12月末
横芝光町	横芝光町役場	官公署	平成27年12月末

2. 報告の期限が平成28年12月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
茂原市	総合市民センター	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	少年自然の家	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	市立米本南保育園 本館	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	市立米本南保育園 別館	令第2条第22号	平成28年12月末
八千代市	市立睦北保育園	令第2条第22号	平成28年12月末
東金市	東金市役所 市庁舎 別館	官公署	平成28年12月末
東金市	東金市役所 市庁舎 第一庁舎	官公署	平成28年12月末
東金市	中央公民館・児童館	令第2条第22号	平成28年12月末
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市立平岡小学校屋内運動場棟	令第2条第22号	平成28年12月末
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市立根形中学校屋内運動場棟	令第2条第22号	平成28年12月末
酒々井町	酒々井町役場中央庁舎	官公署	平成28年12月末
酒々井町	酒々井町中央公民館講堂棟	令第2条第22号	平成28年12月末
酒々井町	酒々井町中央公民館研修棟	令第2条第22号	平成28年12月末
野田市	野田市保健センター	官公署	平成28年12月末
野田市	野田市急病センター	診療所	平成28年12月末

3. 報告の期限が平成30年12月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
千葉市	都町庁舎（中央部分）	官公署	平成30年12月末
八街市	八街市役所（第1庁舎）	官公署	平成30年12月末

4. 報告の期限が令和元年12月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
木更津市	木更津市立八幡台公民館	令第2条第22号	令和元年12月末
柏市	柏市水道部庁舎	令第2条第22号	令和元年12月末
勝浦市	旧勝浦市興津中学校	令第2条第22号	令和元年12月末
四街道市	四街道市役所本庁舎	官公署	令和元年12月末
神崎町	神崎町役場	官公署	令和元年12月末
神崎町	町民体育館	令第2条第22号	令和元年12月末
神崎町	わくわく西の城（体育館）	令第2条第22号	令和元年12月末

5. 報告の期限が令和7年3月末のもの

所在地	建築物名称	災害時における用途 (令第2条の号)	報告の期限
袖ヶ浦市	袖ヶ浦市庁舎旧館	官公署	令和7年3月末

別表２ 法第５条第３項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路に関する事項及び耐震診断の結果の報告の期限

１． 報告の期限が令和４年１２月末のもの

番号	路線名	区間	報告の期限
１	常磐自動車道	流山市下花輪～柏市上利根	令和４年１２月末
２	東関東自動車道水戸線	市川市高谷～香取市磯山	令和４年１２月末
３	東関東自動車道水戸線 (東京外環自動車道)	松戸市小山～市川市高谷	令和４年１２月末
４	東関東自動車道館山線	千葉市中央区浜野町 ～富津市竹岡	令和４年１２月末
５	館山自動車道木更津南 支線	木更津市矢那～木更津市畑沢	令和４年１２月末
６	東京湾アクアライン	川崎市川崎区浮島町 ～木更津市中島 (千葉県部分に限る。)	令和４年１２月末
７	東京湾アクアライン 連絡道	木更津市中島～木更津市犬成	令和４年１２月末
８	首都圏中央連絡自動車道	木更津市犬成 ～山武市松尾町谷津	令和４年１２月末
９	首都圏中央連絡自動車道	香取郡神崎町松崎～成田市吉岡	令和４年１２月末
１０	新空港自動車道	成田市吉倉～成田市取香 (成田国際空港アクセス新東京 国際空港内道路１号(1.1km)を 除く。)	令和４年１２月末
１１	首都高速道路湾岸線	浦安市舞浜～市川市高谷	令和４年１２月末
１２	京葉道路	市川市稲荷木 ～千葉市中央区浜野町	令和４年１２月末
１３	富津館山道路	富津市竹岡 ～南房総市富浦町深名	令和４年１２月末
１４	千葉東金道路	東金市山田 ～千葉市中央区星久喜町	令和４年１２月末
１５	銚子連絡道路	横芝光町芝崎 ～山武市松尾町谷津	令和４年１２月末

２． 報告の期限が令和７年３月末のもの

番号	路線名	区間	報告の期限
１６	国道１６号	春日部野田バイパス金野井大橋 ～袖ヶ浦市神納 (東京湾アクアライン連絡道 袖ヶ浦 IC との立体交差点まで)	令和７年３月末
１７	国道１４号	幕張 IC～中央区登戸	令和７年３月末
１８	国道３５７号	中央区登戸～中央区村田町 (国道１４号との重複部分除く)	令和７年３月末

別図1 法第5条第3項第二号に規定する沿道の建築物に耐震診断を義務付ける道路



図中の番号：別表2の各区間の番号